

■ CLP 規則の概要と CERI の業務内容

CLP 規則は、2009 年 1 月に発効した EU における危険有害化学品の新たな分類、表示、包装に関する規則です¹⁾。CLP 規則は、従来の EU の分類、包装、表示システム(DSD²⁾、DPD³⁾)に GHS を導入した、いわば EU 版 GHS です。このため、基本的には GHS に従った分類、表示、包装と整合していますが、ビルディングブロックの違いや補足情報(必要に応じてラベルに記載する情報)、分類と表示の届出など、EU 独自の内容もあります。また、2015 年 6 月 1 日までの間は DSD、DPD からの移行期間となっていました*。さらに、CLP 規則では、化学品中の危険有害性物質について分類と表示の情報を欧州化学品庁(ECHA⁴⁾)に届け出る義務があります。

1) Regulation 1272/2008 on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures

2) Directive 67/548/EEC on Dangerous Substances

3) Directive 1999/45/EC on Dangerous Preparations

4) European Chemical Agency

* SDS の提供義務や記載要件については、REACH 規則(Regulation 1907/2006 on Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)において規定されています。

本機構では、お客様のご要望にお答えし、CLP 規則に対応した分類の実施と SDS 作成をお手伝いいたします。また、CLP 規則に基づく分類と表示の届出への対応をお手伝いいたします。

主な業務内容は以下のとおりです。

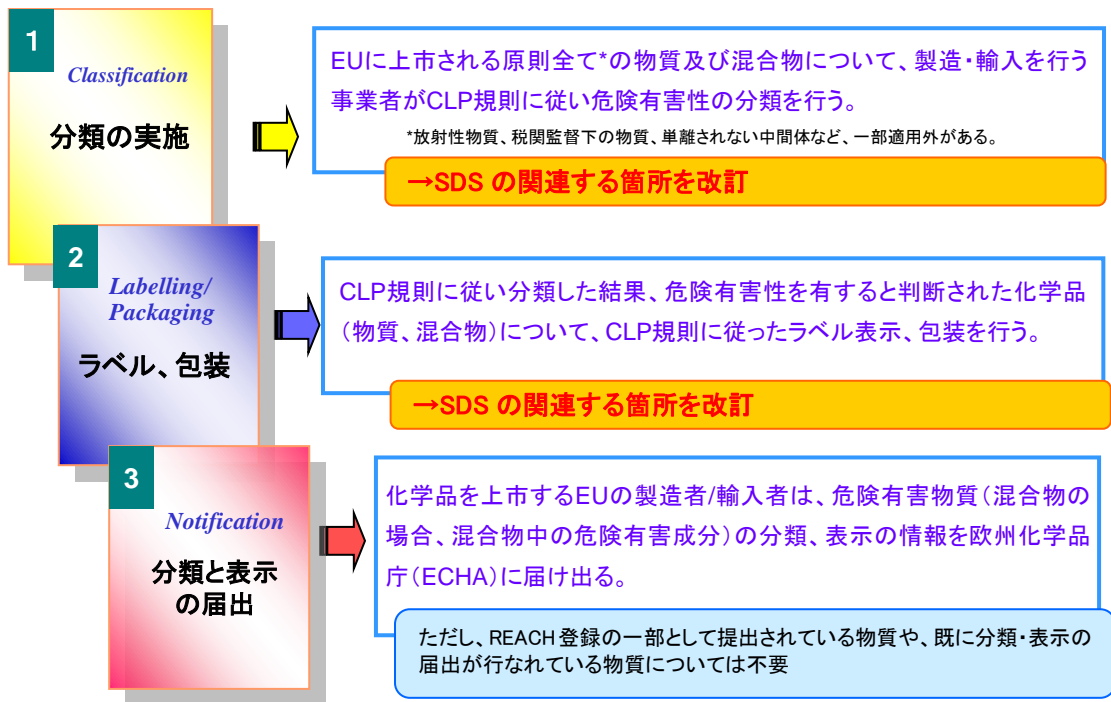
- CLP 規則に基づく分類、SDS、ラベル要素の作成
- 既存の SDS への CLP 分類、DSD/DPD 分類の追加
- EU 調和分類の調査、SDS に記載すべき成分情報の精査
- EU 向け SDS のレビュー
- 分類、表示の届出支援(届出対象物質の調査、届出資料の作成)
- その他、CLP 規則に関するご相談

また、ご要望に応じて以下の業務も行なっております。お気軽にご相談ください。

- CLP 規則に関するインハウスセミナー、コンサルティング
- 米国、中国など、日本以外の地域向け SDS の同時作成

■CLP 規則への対応

CLP 規則への対応に関連して、事業者求められる主な対応を以下に示します。これらの対応義務は EU 域内事業者に課せられるものですが、化学品の供給者として、EU 域外事業者がこれらの義務に対応するために適切な情報伝達を行うことが重要となります。



■対象となる危険有害性

CLP 規則における危険有害性の分類基準は、国連 GHS(改訂 3 版)とほぼ同じです。ただし、引火性液体の区分 4、急性毒性の区分 5、水生環境有害性(急性)の区分 2 及び区分 3 などの一部の区分を採用していない点や、急性毒性区分 1 から区分 3 までに分類される成分のカットオフ値が 0.1%である点など、EU 独自の選択を行っている部分があるため、注意が必要です。

■ CLP 規則への移行期間中の対応

CLP 規則は 2009 年 1 月に発効しました。旧指令 (DSD/DPD) からの移行期間が終了し、物質、混合物ともに CLP 規則への対応が義務化されています。ただし、混合物について 2015 年 6 月 1 日以前に顧客に供給され使用されている SDS/ラベルについては、2017 年 5 月 31 日までの猶予期間があります。

		2010/12/1	2012/12/1	2015/6/1	2017/6/1
物質		ラベル: DSD SDS: DSD	ラベル: CLP SDS: CLP+DSD		ラベル: CLP SDS: CLP
		ラベル: CLP SDS: CLP+DSD			
	2010年12月1日時点での在庫品		ラベル: DSD SDS: DSD	ラベル: CLP SDS: CLP+DSD	ラベル: CLP SDS: CLP
混合物		ラベル: DPD SDS: DSD/DPD	ラベル: DPD SDS: DPD		ラベル: CLP SDS: CLP
		ラベル: CLP SDS: CLP+DSD/DPD	ラベル: CLP SDS: CLP+DSD/DPD		
	2010年12月1日より前に上市されたもの	ラベル: DPD SDS: DSD/DPD		ラベル: DPD SDS: DSD/DPD	ラベル: CLP SDS: CLP
		ラベル: CLP SDS: CLP+DSD/DPD		ラベル: CLP SDS: CLP+DSD/DPD	
	2015年6月1日時点での在庫品			ラベル: DPD SDS: CLP+DSD/DPD	ラベル: CLP SDS: CLP
				ラベル: CLP SDS: CLP	

■ 分類と表示の届出への対応

CLP 規則では分類、表示、包装への対応のほか、分類と表示の情報を欧州化学品庁 (ECHA) に届出る義務があります。

届出の対象となるのは以下の物質です。危険有害性を有すると分類される物質については、量が少なくても、届出が必要となる場合があるため注意が必要です。

- REACH 登録対象物質 (REACH 登録の一部として分類が ECHA へ提出される物質、既に分類と表示の届出が行われている物質は除く); 又は
- CLP 規則に従い危険有害性を有すると分類される物質、又は混合物中に濃度限度を超えて含まれる危険有害性物質

届出に必要な情報は以下のとおりです。

- (a) 届出者の所属、連絡先
- (b) 物質の名称・CAS 番号等
- (c) 物質の分類
- (d) 未分類の危険有害性区分がある場合、“データがない”、“信頼できるデータがない”、あるいは“信頼できるデータから分類に該当しない”のいずれかを示す。
- (e) 該当する場合、固有の濃度限界値又は M-ファクター
- (f) ラベル要素：絵表示 (Pictogram)、注意喚起語 (Signal Word)、危険有害性情報 (Hazard Statement)

■ご要望に応じた業務の実施

本機構では、GHS 分類/SDS 作成の豊富な経験と、CLP 規則及び REACH 規則対応に関する豊富な知識、経験に基づき、お客様のご要望に応じた業務を実施いたします。

- CLP 規則に基づく分類、SDS、ラベル要素の作成
- 既存の SDS への CLP 分類、DSD/DPD 分類の追加
- EU 調和分類の調査、SDS に記載すべき成分情報の精査
- EU 向け SDS のレビュー
- 分類、表示の届出支援(届出対象物質の調査、届出資料の作成)
- CLP 規則に関するインハウスセミナー、コンサルティング
- その他、CLP 規則に関するご相談
- 米国、中国など、他の地域向け SDS の同時作成

お気軽にお問合せください。

お問合せ先：安全性評価技術研究所 研究第二部 担当：吉川・石井かおり・窪田
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル7F Tel:03-5804-6136